

# 西日本泌尿器科学会倫理委員会規則

制定2019年11月20日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この委員会は、西日本泌尿器科学会倫理委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## 第2章 目的および活動

(目的)

第2条 委員会は西日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、倫理に関する諸問題を担当し、西日本泌尿器科学会会員（以下「会員」という。）が行う治療行為および医学研究が、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って正しく実施され、医の倫理に基づいて行われることを指導、支援する。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。それにしたがって、理事長は下記の手続きをとる。

(1) 会員が指導、指針を得たいとする案件を文書により理事会に提出し、審議が妥当とされる場合、その審議を担当する。

(2) 審議終了後、委員長は、速やかにその結果を文書にて理事長に報告する。

(3) 理事長は、理事会にその結果を報告し、理事会の承認を得た後、申請した会員に結果を通知し、指導、監督する。

(4) 理事長は、委員長、申請した会員および関係者の同意を得て、個人のプライバシーを侵さない範囲で、

その結果を公表することができる。

(5) その他、理事会あるいは委員会が必要と認めた事項。

## 第3章 構成および委員

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 西日本泌尿器科学会の会員のうち准教授または講師から若干名（ただし理事を含むものとする）。

(2) その他、委員会が必要と認める者。

(委員の選任)

第5条 委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。

(1) 委員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(1) 補充により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。委員長は、理事であることとし、理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任命する。

(1) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(2) 委員長は、委員会における審議決定事項を理事会に報告する。

(3) 委員会に、委員長の指名により、副委員長を置くことができる。

(4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

#### 第4章 会議

(委員会の開催, 議決)

第8条 委員会の開催は委員定数の3分の2以上の出席を必要とする。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

(1) 議事は、出席した委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(1) 理事長は、必要であれば委員会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、西日本泌尿器科学会事務局において処理する。

#### 第5章 補則

(規則の変更)

第11条 本規則を変更する場合には、委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、2019年12月1日から施行する。